

組合速報

コロナ第 18 報

2021年3月1日(月) 13時
静岡県消防設備保守点検業
協同組合(理事長 西川和宏)

組合員及び組合関係各位

国の情報は「内閣官房広報室HP」から!

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

静岡県内の情報は「静岡県HP」から!

<http://www.pref.shizuoka.jp/kinkyu/covid-19.html>

1 今=3/1 どんな状況か?



- (1) 政府が「11/26(木)～12/16(水)」を「勝負の3週間」。
- (2) 感染拡大は止まず令和3年1月7日(木)に4都県、更に1月13日(水)に7府県を対象地域として緊急事態宣言。
※ 4都県=1/8(金)～2/7(日)、7府県=1/14(木)～2/7(日)
- (3) 変更した基本的対処方針に基づき、国をあげ感染拡大防止対策を実施。
※ 遵守すべき生活様式・協力要請事項の提示、業界別ガイドライン徹底
- (4) 静岡県は、県内1日新規感染者127名(R3.1.11新聞報道)過去最多。1月12日(火)に国感染警戒区分で「ステージⅢ」、県警戒レベルを「レベル5・特別警戒」に引き上げ。1月14日(木)「緊急事態宣言を踏まえた県対応方針」等を策定。
- (5) 東部地域が国感染警戒区分「ステージⅣ(緊急事態宣言レベル)」接近、英国由来の変異型ウイルス感染者の発生確認(1/18)を受け1月19日(火)に県独自「感染拡大緊急警報」を発令。基本的な感染防止対策(1/14県方針)は変わらず。
- (6) 令和3年2月2日(火)に、緊急時同居宣言の延長(10都府県・～3/7)と緊急事態宣言の解除(栃木県)。
- (7) 令和3年2月3日(水)夜、「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」が成立。この改正法によって、新型インフルエンザ等対策特別措置法(特措法)など三つの法律が改正された。施行日は、一部の規定を除き令和3年2月13日から施行 → 改正法概要はP3参照。
- (8) 静岡県は、2月8日(月)、県警戒レベルを「レベル4・県内警戒、県外警戒」に引き下げて、県独自の「感染拡大緊急警報(1/19)」を解除。
- (9) 2月18日(木)、国内でワクチン接種開始 → 次号・第19報で特集(予定)
- (10) 令和3年2月28日(日)に、6府県(愛知・岐阜・京都・大阪・兵庫・福岡)の緊急事態宣言が解除。残り4都県(東京・埼玉・千葉・神奈川)。

残り4都府県の～3/7(日)までの緊急事態宣言解除を目指す

【 説明 (1 ページ) 】

用語等	説明など								
4 都県	・ 東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県								
7 府県	・ 栃木県 (2/2 解除)、岐阜・愛知・京都・大阪・兵庫・福岡県 (2/28 解除)								
緊急事態宣言	・ 国内で発生した新型インフルエンザ等が二つの条件 (= 国民の生命や健康に著しい被害の恐れ、全国的・急速なまん延で国民生活・経済に甚大な影響の恐れ) を充たす時、内閣総理大臣が特措法に基づき発令 (実施期間は 2 年を超えない期間。ただし 1 年延長可)。対象地域の都道府県知事は、感染防止に必要な協力要請や指示等を実施できる。								
国の感染警戒区分	・ 各都道府県が感染状況を判断する目安として政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会が令和 2 年 8 月 7 日 (第 5 回分科会) に提言した区分。(1) 病床の逼迫度、(2) 療養者数、(3) PCR 検査の陽性率、(4) 1 週間当り新規感染者数、(5) 感染者数の前週比、(6) 感染経路不明者の割合——の 6 指標で感染状況を判断する。								
静岡県の 6 段階警戒レベル	6 指標	病床使用率		10 万人	PCR 検査	10 万人当	1 週間感	感染経	
	国の警戒区分	全病床	重症患者	当り療養者数	陽性率	り新規感染者数	染者増減率	路不明者割合	
	レベル 6 都市封鎖級	ステージ 4 (感染爆発)	50% 以上	50% 以上	25 人以上	10% 以上	25 人以上	1.0 超	50% 以上
	レベル 5 特別警戒	ステージ 3 (〃 急増)	20% 以上	20% 以上	15 人以上	10% 以上	15 人以上	1.0 超	50% 以上
	レベル 4 警戒 レベル 3 注意	ステージ 2 (〃 漸増) ステージ 1 (〃 散発)	感染者の漸増、医療提供体制への負荷が蓄積する段階 感染者の散発的発生、医療提供体制に特段の支障がない段階						
変更した基本的対処方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特措法第 15 条第 1 項に基づき設置された政府の対策本部が、特措法第 18 条に基づき諮問委員会等の専門家の意見を聞き決定する、新型コロナウイルスの感染状況や対策を実施する根拠となるべき「統一的な指針」のこと。 ・ 令和 2 年 3 月 28 日、政府の対策本部が設置された時に策定され、その後、9 回変更 (4/7・4/11・5/4・5/21・1/7・1/13・2/2・2/12・2/26) された。 								
国をあげて感染防止対策を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 月 7 日 (木) 決定の緊急事態宣言 (主な措置) は下記。1 月 13 日 (水) 決定の緊急事態宣言も、対象地域の拡大 (+7 府県) 及び開始日以外は 1 月 7 日 (木) 4 都県と基本的には同じ内容。 <ol style="list-style-type: none"> 1 不要不急の外出自粛を徹底。 2 飲食店の 20 時までの時間短縮。 3 テレワーク・ローテーション勤務推進による出勤者数 7 割減。 4 スポーツ観戦・コンサートなどの入場制限 (5 千人以下かつ 50% 以下)。 5 学校設置者や大学等に一律に臨時休業を求めず。入試は予定通り実施。 6 保育所・放課後児童クラブは原則開所を要請する。 7 解除基準 = 国の感染警戒区分「ステージ 3」相当を視野に総合的に判断。 8 11 都府県知事と国との連絡会議を設置、徹底した水際作戦の実施など。 								

新型コロナウイルス等対策特別措置法等の一部を改正する法律の概要 (令和3年法律第5号) / 政府内閣官房HP

R3. 2. 3(水)公布

改正の趣旨

- 1 新型コロナウイルス感染症の対策を推進するため、「まん延防止等重点措置（緊急事態宣言を発令せずに都道府県知事が国に要請し国が指定）」を創設し、営業時間の変更要請、要請に応じない場合の命令等や、事業者及び地方公共団体等に対する支援を定める。また新型コロナウイルス感染症を、感染症法における「新型コロナウイルス感染症」と位置づけ、必要な措置を実施できるようにする。「宿泊療養及び自宅療養の要請に法律上の根拠づけ等も行う。
- 2 今回の改正法は、3つの法律を改正するもの。支援と行政罰の組合せ。要請等に応じない場合の行政罰（過料）や勧告に応じない医療機関名の公表等が実施可能になる。
- 3 公布日は令和3年2月3日（水）、施行日は令和3年2月13日（土）※に注意。

改正の概要

1 新型コロナウイルス等対策特別措置法の一部改正

- (1) 特定の地域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼす恐れがあるまん延を防止するため、「まん延防止等重点措置」を創設。営業時間の変更等の要請、要請に応じない場合の命令、命令違反の過料（20万円以下）を定めた。
- (2) 緊急事態宣言中に開設できるとされる「臨時の医療施設」を、政府対策本部設置の段階から開設できるとした。
- (3) 緊急事態宣言中の施設の使用制限等の要請に応じない場合の命令、命令に違反した場合（30万円以下）の過料を定めた。
- (4) 事業者及び地方公共団体に対する支援
 - ア 国及び地方公共団体は、事業者支援に必要な財政措置、医療機関・医療関係者に対する支援等を行う。
 - イ 国は、地方公共団体の施策支援に必要な財政措置を行う。
- (5) 差別防止について、国・地方公共団体の責務規定を設ける。
- (6) 新型コロナウイルス等対策推進会議を内閣に置く。→ 施行日は令和3年4月1日 ※

2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、検疫法の一部改正

- (1) 新型コロナウイルス感染症を「新型コロナウイルス感染症」と位置づけて、同感染症についての措置を講ずることができるとした。
- (2) 国や地方自治体間の情報連携
保健所設置市・区から都道府県知事への発生届の報告・積極的疫学調査結果の関係自治体への通報を義務化し、電磁的方法の活用を定めた。
- (3) 宿泊療養・自宅療養を法的に位置づけ。
宿泊療養・自宅療養の協力要請規定を新設（厚生労働大臣が定めるもの）。また、検疫法上も、宿泊療養・自宅待機その他の感染防止に必要な協力要請を定めた。
- (4) 入院勧告・措置を見直し。
 - ・ 入院勧告・措置の対象を限定することを明示（厚生労働大臣が定めるもの）。
 - ・ 正当理由なく入院措置に応じない場合又は入院先から逃げた場合の過料（50万円以下）。
- (5) 患者等が積極的疫学調査に正当理由なく協力しない場合、応ずべきことを命令できる。
また、命令を受けた者が質問に正当理由なく答弁しなかったり、虚偽答弁をしたり、又は正当理由なく調査を拒み・妨げたり忌避した場合は過料（30万円以下）。
- (6) 緊急時、医療関係者（医療機関を含む）・検査機関に協力を求められる。正当な理由なく応じなかったときは勧告、公表できる。

遵守すべき生活様式や協力要請事項

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、**できるだけ2m（最低1m）**空ける。
 - 会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
 - 外出時や屋内でも会話をするとき、**人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する**。ただし、**夏場は、熱中症に十分注意**する。
 - 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。
人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
 - 手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に洗う**（手指消毒薬の使用も可）。
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに**手洗い・手指消毒** 咳エチケットの徹底
- こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に） 身体的距離の確保
- 「**3密**」の回避（**密集、密接、密閉**）
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ませ
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは、十分に人との間隔をもしくは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

- 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 時差通勤でゆったりと オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

感染リスクの高まる「5つの場面」

① 飲酒を伴う懇親会など

② 大人数・長時間におよぶ飲食

③ マスクなしの会話

④ 狭い空間での共同生活

⑤ 居場所の切り替わり





3 静岡県HP = 2/26(金)現在は「県警戒レベル4（県内・県外警戒）」です。

静岡県の感染状況は、1週間当たりの新規感染者が4.3人程度／10万人で、リバウンドが懸念される状況。県感染流行期は「感染まん延期・前期」、県警戒レベルは「県内警戒・県外警戒」です。病床のひっ迫は解消しつつありますが、病床利用率は22.8%に上昇。感染沈静化に向け感染防止行動を徹底すること。

一方、本県に隣接する首都圏・中京圏には「緊急事態宣言が発令」されており、人の移動や人に会うことは感染リスクを伴います。県民の皆様には、引き続き次の8つの対策を重点的に実施してください。

R3.3.1(月)13時現在の発令は4都県だけです。
(東京・埼玉・千葉・神奈川)

- ① マスクの着用、手指の消毒、三密を避けるなど、基本的な感染防止対策を徹底してください。 
- ② 人の移動や人に会うことは感染リスクが伴うことを忘れず、感染防止対策を継続のこと。特に、県境地域など感染拡大地域と交流が活発な地域では細心の注意が必要です。
- ③ 東京都など10都府県に、緊急事態宣言が発令中。同地域や独自の緊急事態宣言を発出している県への不要不急の訪問は、引き続き回避すること。緊急事態宣言・発出地域への通勤は、政府の削減目標を踏まえた協力をお願いします。
- ④ 感染の機会は、マスクを未着用の会話等。常にマスクを着用し、人と人との距離の確保（可能な限り2m）をお願いします。
- ⑤ 会話しながらの食事には感染リスク有り。同居家族以外の方と食事をする時は、「黙って食べる」、「会話は必ずマスク着用」を徹底してください。
- ⑥ 高齢者など重症化しやすい方がいる家庭では、家庭内感染を避けるため、同居家族であってもマスクの着用、十分な換気、食事を別に食べることなどの感染防止対策をお願いします。
- ⑦ クラスター発生防止のため、飲食店等事業者の皆様には、各業種組合のガイドライン等による感染防止対策の徹底を常に行ってください。また、感染防止対策を実践していることを店頭等に掲示するなど、来訪者への呼掛け、感染防止活動の盛り上げをしてください。
- ⑧ 受験シーズンの中、外出せざるを得ない受験生においては、感染防止対策の徹底をお願いします。 

参考 静岡県内 R3.2.28 (日) 公表・陽性者数 「5,141 例 (累計)」

資料出所；静岡県公式ホームページ
「新型コロナウイルス感染症関連情報」

市町名等		R2.10月末 累計	前日 2.27 土 累計 A	R3.2.28 日 累計 B	増=B-A	備考 (クラスターR2.11.30)
賀茂保健所管内		11	61	61	-	県内の市町別クラスター発生状況は令和2年12月4日(金)開催の「第15回県本部員会議」資料(県HP公開)から転載したもの。
1	下田市	2	10	10	-	
2	東伊豆町	2	11	11	-	
3	河津町	-	3	3	-	
4	南伊豆町	4	7	7	-	
5	松崎町	1	2	2	-	
6	西伊豆町	-	26	26	-	
-	賀茂保健所・非公開	2	2	2	-	
熱海保健所管内		54	314	318	4	(4)
7	熱海市	39	101	103	2	2
8	伊東市	14	212	214	2	2
-	熱海保健所・非公開	1	1	1	-	
東部保健所管内		61	698	699	1	(2)
9	沼津市	8	227	227	-	1
10	三島市	4	168	168	-	
11	裾野市	-	37	37	-	
12	伊豆市	3	35	35	-	
13	伊豆の国市	17	117	118	1	1
14	函南町	-	19	19	-	
15	清水町	5	44	44	-	
16	長泉町	3	30	30	-	
-	東部保健所・非公開	21	21	21	-	
御殿場保健所管内		18	171	174	3	(1)
17	御殿場市	5	151	153	2	1
18	小山町	4	11	12	1	
-	御殿場保健所・非公開	9	9	9	-	
富士保健所管内		51	557	557	-	(6)
19	富士市	28	428	428	-	6
20	富士宮市	22	128	128	-	
-	富士保健所・非公開	1	1	1	-	
21	静岡市	106	1,343	1,345	2	(13)
中部保健所管内		22	438	438	-	(1)
22	島田市	6	70	70	-	
23	焼津市	5	171	171	-	1
24	藤枝市	5	118	118	-	
25	牧之原市	3	62	62	-	
26	吉田町	1	16	16	-	
27	川根本町	-	-	-	-	
-	中部保健所・非公開	2	1	1	-	
西部保健所管内		60	458	458	-	
28	磐田市	14	157	157	-	
29	掛川市	16	122	122	-	
30	袋井市	8	57	57	-	
31	御前崎市	3	10	10	-	
32	菊川市	3	23	23	-	
33	湖西市	5	68	68	-	
34	森町	-	10	10	-	
-	西部保健所・非公開	11	11	11	-	
35	浜松市	234	965	970	5	(9)
-	その他(県外等)	40	121	121	-	
計	<静岡県死者93人>	657	5,126	5,141	15	(36)

・全国累計(R3.2.27) 430,539人 → (2/28) 431,740人 = 増 +1,201人 ★死者累計 7,860人
 ・世界累計(R3.2.27) 113,416,270人 → (2/28) 113,785,383人 = 増 +369,113人 ★死者累計 2,525,402人